

豪州総合物流企業トール社の株式取得
(子会社化) に向けた契約締結について

2015年2月25日

日本郵便株式会社

買収実行契約の締結

■ 概要

2015年2月18日、日本郵便が、豪州証券取引所に上場する総合物流企業トール・ホールディングス・リミテッド（以下、「トール社」）の発行済株式の100%を取得する旨を定めた買収実行契約を、トール社と締結

■ 株式取得の目的

- ① 海外間のフォワーディング事業（航空・海上・陸上貨物輸送）、海外における3PL（コントラクト・ロジスティクス）事業へ進出するため、トール社を海外展開のプラットフォーム企業として買収し、物流事業における国際化を加速
- ② トール社の豊富な3PL事業の経験・実績やグローバルな経営手腕を活かし、アジア及び欧米地域におけるグローバルな事業展開を強力的に推進
- ③ 3PL事業のノウハウを習得し、国内物流事業をさらに強力的に推進

■ 取得価格

約6,200億円（トール社の発行済株式数に、1株あたり9.04豪ドルを乗じた金額）

※1豪ドル95円で換算し、10億の位を四捨五入

会社概要

■ 会社概要

社名	トール・ホールディングス・リミティッド (Toll Holdings Limited)
設立	1888年
所在地	豪州・メルボルン (Level7, 380 St Kilda Rd Melbourne, VIC Australia. 3004)
連結売上高	8,175億円
従業員数	40,000名
MD (社長)	ブライアン・クルーガー (Brian Kruger)
取締役議長	レイ・ホースバーグ (Ray Horsburgh)
上場	上場 (ASX : オーストラリア証券取引所)
主要業務	自国で強固な事業基盤を保有し、安定的な収益を確保しつつ、アジア太平洋地域では、フォワーディング事業・3PL (コントラクト・ロジスティクス) 事業に強みを持つ総合物流企業

■ 選定理由

- ① 当社のミッションやビジョンを共有できる経営陣
- ② アジア太平洋地域における高いプレゼンス
- ③ アジア太平洋地域を中心とした多国籍オペレーション
- ④ バランスの取れた事業ポートフォリオ及び安定的な収益基盤
- ⑤ グローバルな事業運営における豊富な知見と経験

独自の成長モデルを追求

- 引き続き日本のお客様にはユニバーサルサービス等を適切・確実に提供
- グローバル展開については、トール社の豊富なM&A実績やグローバルな経営手腕を活かし、アジアおよび欧米地域での更なるM&A等を通じて、物流業界におけるリーディングプレイヤーとなることを目指す

日本郵便 + トール社 = グローバルTOP5へ ※

ユニバーサルサービス

- 郵便局ネットワークを活用した郵便・貯金・保険のユニバーサルサービス等を提供

国際物流事業

- グローバル展開のプラットフォームとして、今後の成長を牽引



お客様の多様なニーズに
お応えする独自の成長モデル

出所: 当社調べ

※ 主に郵便配達事業、フォワーディング事業、3PL事業に従事する企業を当社が抽出(2015年1月末時点で取得し得る売上高実績値(直近12カ月)を基に、金融等非物流事業セグメントを控除)
日本郵便は2014年9月末までの実績値、トール社は2014年6月末実績値を採用
実績値の取得期間末日の為替レートを適用

今後のスケジュール

■ 取引のスキーム

豪州会社法に基づくスキーム・オブ・アレンジメント（※）により実施し、本件株式取得提案に対するトール社の株主総会における承認、豪州裁判所による承認及び必要な規制当局からの承認等の条件を満たすことにより、同社の全株式を取得

※ 豪州上場会社の100%株式を取得する手法の一つ。オーストラリアでは非常に一般的であり、本件のような友好的な取引では効率的な手法。

※ 手続きの過程で、スキームブックレット（株主総会で、株主に配布されるスキーム採択のための提案書）を提出する。

■ スケジュール（想定）

手続き	予定時期
第1回目、裁判所による審理（トール社実施）	4月中旬
株主総会招集通知の発送・スキームブックレット送付（トール社実施）	4月下旬
株主総会（トール社実施）	5月下旬
第2回目、裁判所による審理（トール社実施）	5月下旬
取引完了日	6月上旬

※上記と並行して、必要な規制当局からの承認等を得るための手続きを実施

本資料は、一般公衆への情報提供を目的とするものであり、日本国内における当社又はその子会社の株式その他の有価証券の勧誘を構成するものではありません。

また、本資料は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。

。